

## 学 則

① 号又は名称	株式会社S I M
② 研修事業の名称	株式会社S I M ずっとケアスクールW i t h Y O U介護職員初任者研修
③ 研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④ 研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 <input type="checkbox"/> 通学形式 <input type="checkbox"/> 通信形式 (通信学習実施計画書(別添2-10)を参照。)
⑤ 事業者指定番号	1 5 3
⑥ 開講の目的	介護サービスの質の向上に資する介護員としての業務を遂行する上で、 相当の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、 基本的な介護業務を行うことができるように研修することを目的とする。
⑦ 講義・演習室 (住所も記載)	<京橋校：ポポロ教室> (講義、演習同じ) 大阪市都島区東野田町 1-21-7 富士林プラザ 10 番館 501 <京橋校：エール教室> (講義、演習同じ) 大阪市都島区東野田町 1-21-7 富士林プラザ 10 番館 601 <京橋第2教室> (講義) 大阪市城東区鳴野西 2-1-21 クレオ大阪東 <天満橋教室> (講義) 大阪府中央区北浜東 3-14 エル・おおさか (演習) 大阪市都島区東野田町 1-21-7 富士林プラザ 10 番館 501 <長田教室> (講義、演習同じ) 東大阪市長田中 2-2-30 長田エミネンスビル 5階 EF 号室 <八尾教室> (講義、演習同じ) 八尾市桜ヶ丘 3-74 デイサービスひなぎく内 <八尾第2教室> (講義、演習同じ) 八尾市本町 2-8-3 オーブル本町ビル デイサービス「スローライフあったかほーむ」内 <八尾第3教室> (講義、演習同じ) 八尾市佐堂町 3-1-39 デイサービス「くつろぎの里」内

<p>⑦講義・演習室 (住所も記載)</p>	<p>&lt;徳庵教室&gt; (講義、演習同じ) 東大阪市稲田本町 3-2-8 ケアプランセンターシンフォニー徳庵内 &lt;住道教室&gt; (講義、演習同じ) 大東市末広町 15-25 アーバニティ若水内 &lt;枚方教室&gt; (講義、演習同じ) 枚方市岡本町 10-25 ケアキューブ枚方内 &lt;寝屋川教室&gt; (講義、演習同じ) 寝屋川市平池町 3-15 ケアキューブ寝屋川駅前内 &lt;あべの教室&gt; (講義、演習同じ) 大阪市阿倍野区王子町 4-1-37 有料老人ホーム ホームランドあべの内 &lt;堺東教室&gt; (講義、演習同じ) 堺市堺区翁橋町 1-3-3 ハイジデイサービス内 &lt;桃谷教室&gt; (講義、演習同じ) 大阪市生野区田島 1-10-5 呉診療所ケアプランセンター内</p>
<p>⑧ 実習施設</p>	<p>1 <input type="checkbox"/> 実施しない 2 <input type="checkbox"/> 実施する (実習施設一覧表 (別添 2-7) を参照。)</p>
<p>⑨講師の氏名及び 担当科目</p>	<p>講師一覧表 (別添 2-3) を参照。</p>
<p>⑩使用テキスト</p>	<p>日本医療企画出版 「介護職員初任者研修課程テキスト」</p>
<p>⑪シラバス</p>	<p>シラバス (別添 2-2) を参照。</p>
<p>⑫受講資格</p>	<p>開講日時点において満 14 歳以上の者で、日本語の読み書きができる者</p>
<p>⑬広告の方法</p>	<p>ダイレクトメール、新聞折込みチラシ、スクール情報サイト及び自社のホームページにおいて行う。</p>
<p>⑭情報開示の方法</p>	<p>下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス : <a href="http://withyou-sim.com">http://withyou-sim.com</a></p>
<p>⑮受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)</p>	<p>所定の申込み用紙に必要事項を記入のうえ、当社へ持参、郵送または HP にて申込むものとする。※未成年者の場合は法定代理人の同意書が必要 インターネット申込の場合は、弊社から電話連絡にて申込の確認を行う。受講料の支払い確認にて受講決定とする。 なお、本人確認については、受講申し込み時または初回受講時、本人確認は、下記いずれかにより行うものとする ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票、②住民基台帳カード、③在留カード等、④健康保険証、⑤運転免許証、⑥パスポート、⑦年金手帳、⑧運転免許証以外の国家資格を有する者についてはその免許証または登録証 応募者が定員を超える場合は申込順とする。</p>
<p>⑯受講料及び受講料 支払方法</p>	<p>71,280 円 (テキスト代、消費税含む) 受講決定後、指定期日までに当社の指定口座へ振込み ※振込手数料は受講生負担 受講時の交通費、宿泊費、外食代は上記授業料には含まない</p>

<p>⑰解約条件及び返金の有無</p>	<p>&lt;受講者からの解約&gt; 開講日の前日までは、納入された受講料の全額を返金、研修開始後の自己都合によるキャンセルの場合は原則として受講料の返金はしない</p> <p>&lt;事業者からの解約&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修秩序を乱し、他の受講生に悪影響を及ぼす者と判断したとき</li> <li>・学習意欲に欠け、終了の見込みがないと認められるとき</li> <li>・当社の都合により研修を中止した場合、受講料を全額返還する</li> </ul>
<p>⑱受講者の個人情報の取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無 (有)・無)</p> <p>個人情報に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、適正な取扱いと安全管理に努め、取得した個人情報は、連絡および受講業務に必要な範囲でのみ利用する。法令に基づき開示または提出を命じられた場合を除き、第三者に開示等をしない</p> <p>なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される</p>
<p>⑲研修修了の認定方法</p>	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。</p> <p>研修の修了年限：8ヶ月</p> <p>修了評価方法：(別添2-9)を参照。</p> <p>修了評価筆記試験不合格の取り扱い： 補習の上再評価を行う。なお再評価に係る合格基準は6割以上とし、補習料、再評価料は無料。ただし、再評価の試験の回数は最大3回までとする。したがって最終試験の結果、不合格となった者は未終了扱いとなるため注意すること</p>
<p>⑳補講の方法及び取扱</p>	<p>補講の方法：原則、同時期に開催している別の研修の講義で振替補講、又個別対応で実施する。欠席した項目の時間数が、通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、1,200字以上のレポートを提出することをもって出席とみなすことができる。「(2)介護における尊厳の保持・自立支援」の「③人権啓発に係る基礎知識」及び実技演習を実施した項目については、レポート課題を提出することによる補講は認めない。</p> <p>別の研修の講義への振替補講費用：無料</p> <p>個別対応補講費用：1時間あたり 3240円</p>
<p>㉑科目免除の取扱</p>	<p>科目免除なし</p>
<p>㉒受講中の事故等についての対応</p>	<p>授業中の事故は自己責任とする (明らかに当校の過失と判断できる場合を除く)</p>
<p>㉓研修責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：重松 和孝 所属名：スクール事業本部 役職：代表取締役</p>
<p>㉔課程編成責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：白崎 文 所属名：スクール事業本部 役職：</p>

㉔ 苦情等相談担当者 名、所属名、役職 及び連絡先	氏名：重松 和孝 所属名：スクール事業本部 役職：代表取締役 連絡先：06-6585-0961
㉕ 研修事務担当者 名、所属名及び連 絡先	氏名：重松 和孝 所属名：スクール事業本部 連絡先：06-6585-0961
㉖ 情報開示責任者 名、所属名、役職 及び連絡先	氏名：藪中 喜章 所属名：スクール事業本部 役職：事業本部長 連絡先：06-6585-0961
㉗ 修了証書を亡失・ き損した場合の取扱 い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき 証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：無料
㉘ その他必要な事項	遅参の取り扱い：原則として授業開始前に出席が確認できなかった場合は欠 席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければなら ない。 退校処分 <sup>1</sup> の取り扱い： 以下 <sup>2</sup> の場合は退校処分を行うことがある (1) 当社への事前連絡なく支払期日までに受講料が支払われていない場合 (2) 講師の指示に従わず、授業を妨害した場合、また講師や受講生に対し 暴力行為やセクシャルハラスメント等があった場合 (3) 遅刻や欠席がたびたびある受講生。遅刻、欠席時、事務局に事前連絡の ない受講生 (4) 教室内にて物品購入の勧誘及び政治・宗教活動を行った場合 (5) 病気、怪我、妊娠等で、受講の継続が困難と判断された受講生

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必 要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な 事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、 あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ 電話：06-6944-9165 ホームページ： <a href="http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/">http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/</a>
---------------	--